



平成27年1月21日

各 位

会 社 名	J ト ラ ス ト 株 式 会 社
代表者の役職名	代表取締役社長 藤澤信義
(コード番号)	(8 5 0 8)
(上場取引所)	東京証券取引所 市場第2部)
問い合わせ先	取 締 役 常 陸 泰 司
電 話 番 号	0 3 - 4 3 3 0 - 9 1 0 0

当社に対する訴訟の判決に関するお知らせ

平成25年12月10日公表の「当社に対する訴訟の提起に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、A&Pフィナンシャル貸付株式会社（以下、「A&P」といいます。）から提起された損害賠償請求訴訟（以下、「訴訟A」といいます。）及び同社代表取締役である崔潤（チェ・ユン）氏から提起された損害賠償請求訴訟（以下、「訴訟B」といいます。）につきまして、平成27年1月21日、東京地方裁判所より両訴訟ともに当社の主張が全面的に認められ、原告らの請求を全て棄却する判決（以下、「本判決」といいます。）が言い渡されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 判決のあった裁判所及び判決年月日

- (1) 裁 判 所：東京地方裁判所
- (2) 判決年月日：平成27年1月21日（判決正本送達日：平成27年1月21日）

2. 当該訴訟を提起した者

訴訟A

- (1) 名 称：A&Pフィナンシャル貸付株式会社
- (2) 代表者：代表取締役 崔 潤（チェ・ユン）
- (3) 住 所：大韓民国ソウル特別市江南区駅三洞1街825-33 テヘランビル

訴訟B

- (1) 氏 名：崔 潤（チェ・ユン）
- (2) 住 所：大韓民国ソウル特別市

3. 当該訴訟の経緯及び訴訟の内容

当社は、平成23年12月28日付で更生会社株式会社武富士（現 更生会社TFK株式会社、以下、「武富士」といいます。）との間で同社の事業再建支援を目的とするスポンサー契約（以下、「当社スポンサー契約」といいます。）を締結しておりますが、そのスポンサー選定プロセスにおいて、

共同不法行為により損害を被ったとして、A&Pから当社及び当社役員並びに武富士管財人らに対し、損害賠償請求訴訟（訴訟A、請求金額：金202億1,597万1,862円及び平成23年12月28日から支払済みまで年5分の割合による金員）を、A&Pの代表取締役である崔 潤（チェ・ユン）氏から、当社及び当社役員並びに武富士管財人らに対し、予備的請求として損害賠償請求訴訟（訴訟B、請求金額：金152億9,846万2,080円及び平成23年12月28日から支払済みまで年5分の割合による金員）を、平成24年6月19日付で東京地方裁判所に提訴されておりました。これらの主張に対して、当社といたしましては、当社スポンサー契約は、前スポンサーであったA&Pが、武富士との間で締結したスポンサー契約（以下、「旧スポンサー契約」といいます。）に基づいて分割対価の払込みを行うべきところ、その履行を怠ったため、当該スポンサー契約を解除された後に締結されたものであり、武富士のスポンサー選定に関して、当社が共同不法行為を行った事実は存しないと考えており、原告らの請求を棄却するよう強く求めてきたものであります。

4. 判決の内容

（ア）主文

- （1）原告らの請求をいずれも棄却する。
- （2）訴訟Aの訴訟費用は訴訟A原告の負担とし、訴訟Bの訴訟費用は訴訟B原告の負担とする。
※ 訴訟Aは訴訟Bに併合されております。

（イ）裁判所の判断（要約）

- （1）武富士管財人による旧スポンサー契約の解除は、正当な解除原因を有する有効なものである。
- （2）被告らが、原告らに対して不法行為責任を負うことはない。
- （3）よって、原告らの請求はいずれも理由がないから、これらを棄却する。

5. 今後の見通し

本判決は当社の主張を全面的に認めたものであって、極めて妥当なものと考えております。なお、本判決に対して、万が一、原告らより控訴が提起された場合は、控訴人の請求を棄却するよう強く求めてまいります。

以 上